

情報通信審議会 有線放送部会（第19回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年7月11日(水) 10時00分～11時25分

於、第1特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根元 義章（部会長）、関根 千佳（部会長代理）、大谷 和子、長村 泰彦、
根岸 哲

（以上5名）

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

小笠原 倫明（情報通信政策局長）、河内 正孝（審議官）、
吉田 博史（地上放送課長）、藤島 昇（地域放送課長）、
本間 祐次（地域放送課技術企画官）

(2) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

第4 議題（非公開にて審議）

諮問事項

ア．有線テレビジョン放送法施行規則の一部改正について

【諮問第1177号】

イ．豊後高田市の有線テレビジョン放送施設の設置許可について

【諮問第1178号】

ウ．諮問第1172号、諮問第1173号、諮問第1174号及び諮問

第1175号に関する審議

開 会

○根元部会長　それでは時間でございますので、ただいまから情報通信審議会有線放送部会第19回でございますが、会議を開催いたします。

本日は、委員の方々全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信審議会議事規則第9条第1項第2号（有線テレビジョン放送法第26条の2第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に関する審議）の規定によりまして、一部非公開にて行います。したがって、傍聴者の方々には、非公開とする議題が始まる前にご退室していただくことになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、会議に先立ちまして、先日、総務省におきまして、人事異動があったとのことでございます。総務省の方から、順にごあいさつをいただければと思います。

○小笠原情報通信政策局長　7月6日付、先週の金曜日付で、報通信政策局長を拝命いたしました小笠原でございます。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○河内審議官　昨日10日付で、官房審議官を拝命いたしました河内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤島地域放送課長　残留でございますが、引き続き、地域放送課長を務めさせていただきます藤島です。

○本間地域放送課技術企画官　私、2年前から地域放送課で企画官をやっておりますけれども、17日付で、総務省外に異動するという内示を昨日ちょうだいしておりまして、今回は有線放送部会の出席が最後になります。今まで2年間大変ありがとうございました。

○吉田地上放送課長　10日付で地上放送課長を拝命いたしました吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○今林情報通信政策局総務課長　同じく10日付で総務課長に就任いたしました今林でございます。事務局を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○根元部会長　どうもありがとうございました。よろしくどうぞお願いします。

議 題

ア．有線テレビジョン放送法施行規則の一部改正について【諮問第１１７７号】

イ．豊後高田市の有線テレビジョン放送施設の設置許可について

【諮問第１１７８号】

ウ．諮問１１７２号、諮問１１７３号、諮問１１７４号及び諮問１１７５号に関する
審議

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

初めに、諮問第１１７７号「有線テレビジョン放送法施行規則の第１部改正」についてでございます。総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○藤島地域放送課長　それでは、諮問内容についてご説明を申し上げます。

まず、資料１９－１についてのご説明でございます。本日ご審議をいただきます諮問書及び諮問書の別紙となります有線テレビジョン放送法施行規則の一部を改正する省令案要綱と有線テレビジョン放送法施行規則の一部を改正する省令案でございます。

２番目の資料が本日の説明用として添付しております諮問第１１７７号説明資料として１枚もののペーパー、これは規則の後ろにくっついてとりにくくなっておるかもしれませんが、Ａ４、１枚のものがございます。及び、ちょっと分厚い別添１及び２というのが説明用の資料でございます。

それでは、まず、２番目のＡ４、１枚の資料、諮問第１１７７号説明資料に基づきまして、ごく簡単に省令の概要についてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、一部改正の経緯でございますが、２年前の平成１７年の１０月に、当有線放送部会からケーブルテレビにおけるＦＴＴＨの導入に関する技術基準についてのご答申をいただき、ケーブルテレビ事業者においても、８２業者、８６施設においてＦＴＴＨを導入するなど、現在、導入が順調に進んでおるところでございます。

また、ＦＴＴＨを導入することによって、より広い周波数範囲を伝送できることから、従来のＨＦＣシステムでは伝送の困難であった１ギガヘルツ数を超える周波数を利用するＢＳ－ＩＦやＣＳ－ＩＦについても伝送が可能となり、実際、自治体の整備するケーブルテレビ施設やＮＨＫの共同受信施設等では、地上放送に合わせてＢＳ－ＩＦ伝送を行う施設も１４事業者、１７施設ございまして、徐々に増加しておるという傾向であり

ます。

さらに衛星放送におきまして、映像の圧縮方法として、従来のMPEG-2に加え、2008年、来年の夏以降はH.264の利用も近く始まる予定となっておりまして、ケーブルテレビにおいても、H.264を利用することによる伝送帯域が有効に利用できるようになりますことから、技術的な検討が求められました。

また、ビデオ・オン・デマンド・サービスやケーブルインターネットの一層の高度化に対応するため、伝送容量の拡大というものが求められておりました。

このため、総務省では、FTTHによるケーブルテレビネットワークを一層高度利用するため、平成18年9月28日に情報通信審議会に対し、諮問第2024号「ケーブルテレビシステムの技術的条件」についてお諮りし、平成19年3月28日に、このうちのFTTH等の伝送帯域の拡大に伴うBS-IF等パススルー伝送、並びに情報源符号化方式及び伝送路符号化方式の高度化に関する技術的条件について一部答申をいただきましたことから、BS-IF伝送等に対応した技術基準を制定するための省令改正を行うこととしたものでございます。

次に、別添1の資料を用いまして、ご説明をさせていただきたいと思います。目の前のディスプレイのほうにも、パワーポイントの内容を表示させていただきますので、こちらのほうもご参照いただいてもよろしいかと思います。

まず最初に、今回お諮りいたします省令改正に先立って行われました技術分科会から答申の概要につきまして簡単にご説明をさせていただきます。検討を行った背景といたしましては、1点目として、FTTHを採用するケーブルテレビ事業者が増加し、従来のシステムでは困難であったBS-IF等、高い周波数帯域の伝送が可能になったこと。2点目として、情報源符号化方式として、H.264を利用したサービスが出現したことから、ケーブルテレビにおいても、伝送帯域を有効に利用できるH.264による放送サービスが求められたこと。3点目といたしまして、多チャンネルサービスやブロードバンドサービスの進展による伝送容量の逼迫から、伝送路の大容量化を可能とする新たな伝送方式が求められておりました。

このため、有線テレビジョン放送法及び電気通信役務利用放送法の技術基準につきまして、平成18年9月28日に技術分科会へ諮問し、平成19年3月28日にFTTH等の伝送帯域の拡大に伴うBS-IF等パススルー伝送、並びに情報源符号化方式及び伝送路符号化方式の高度化に関する技術的条件につきまして、一部答申をいただきまし

た。

なお、諮問によって設置されました技術分科会のケーブルテレビシステム委員会におきましては、引き続きケーブルテレビの高度化に関する技術的な検討をお願いすることといたしております。

3 ページは技術分科会での審議経過を示しております。委員会を4回、作業班を5回開催いたしました。

なお、平成19年2月2日から3月5日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。しかし、特段の意見の提出はございませんでした。

4 ページには、BS - IF等パススルー伝送、BS、アナログ、デジタル等、広帯域CSデジタル放送のパススルー伝送の際の技術的条件の項目を記載したものです。

(1) から (4) の4点についての条件を定めました。

5 ページは、チャンネル数増大への対応ということで、H. 264と256QAMの利用に関する検討結果というものを示しております。

次に、省令改正の概要でございます。省令改正の概要をここに記載しておりますけれども、まず、有線テレビジョン放送法施行規則の規律につきまして、7 ページに基本的な考えをお示しさせていただきました。有線テレビジョン放送法施行規則におきましては、放送方式ごとの技術的条件を記載しておりますが、定められた有線放送以外も、他の有線放送に障害を与えない限りは認めるという考え方が、まず原則とになっております。

新たな放送方式、今回につきましては、BSデジタル放送と広帯域CSデジタル放送のIFパススルー伝送がこれに該当するものでございますが、その追加につきましては、放送方式が一般化され、技術がある程度確立した後、有線テレビジョン放送法施行規則第23条及び関連する規定の整備を行っております。

なお、電気通信役務利用放送法施行規則においても、同様の考え方をしております。

次に、8 ページについて、技術基準の規律の概要について示しております。有線テレビジョン放送法施行規則におきましては、受信点から受信者端子、受信者端子に接する点までの技術的条件を規律しております。

今回の改正に伴って変更される部分につきましては、22条使用する光の波長、23条使用する電磁波、第26条の2から第26条の21に定めている搬送波等の条件等に関する省令案となっております。

次に、9ページにおきましては、先ほどご説明いたしました技術分科会からの一部答申の結果を受けまして、今回の省令改正に反映したものが大きく6点ございます。

まず1つ目が、BSアナログ・デジタル及び広帯域CSデジタル放送の方式追加。

2番目が、デジタル有線テレビジョン放送、いわゆるトラモジにつきまして、従来のMPEG-2に加えて、H.264を追加。

3番目が、トラモジについて、従来までの64QAMに加えて、256QAMを追加した。

4番目に、1番目と関連いたしまして、有線テレビジョン放送の受信に検知される影響を与えない技術的条件を拡大した。

5番目に、光波長多重を行う場合の規定を明確化。放送に複数の光波長を多重化して使用する場合における明確化。

6番目として、アナログハイビジョン放送（BS9ch）の放送終了に伴い、MUSE-FM、MUSE-AMの規定を削除したことの6点でございます。

10ページに参りまして、放送方式の追加と削除の詳細を記載させていただきました。2つの放送方式を削除し、新たに2つの放送方式を追加しております。東経110度衛星放送の周波数配列に示すBS9chの放送がアナログからデジタルへ変わり、BS5、7、11chは、2011年までアナログ放送が残ります。

11ページ以降は細かい話でございますため、項目のみご説明をさせていただきます。

まず、11ページは、BS-IF等パススルー伝送の追加。BSアナログ、BSデジタル及び広帯域CSデジタル放送を追加した条文の一覧でございます。

12ページは、H.264の適用に関する条文の説明でございます。

13ページが、256QAMを追加した条文でございます。

14ページが、有線テレビジョン放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件の適用につきまして、その範囲を拡大したことと、光波長多重を行う場合の規定の追加を行った規定でございます。

15ページは、BS9chの終了に伴う措置についての条文。

16ページの説明が、参考までにBS9chの終了の概要についてお示ししたページでございます。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○根元部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

技術基準ですので、技術分科会でも鋭意検討されて、新しく導入されて、利用者の方にとって有益な技術を的確にご利用いただけるように、基準を決めたということで問題ですが、削除することについてですが、放送をやめるのが１９年１１月でしたか、今の時点で、それを削除して、いいんですか。時期的な問題ですが。

○藤島地域放送課長　ご説明は申し上げませんでしたけれども、経過規定を設けておりまして、経過規定で、１９年１１月までの間は、なお、従前の例によることができるということで、新しいのが始まれば、始まったときから、新しいものに切りかえられるということで、削除して、いきなり使えなくなるというものには……。

○根元部会長　支障はないということですね。

○藤島地域放送課長　はい、そのとおりでございます。

○根元部会長　わかりました。

何かご意見ございますか。

それでは、特段ご意見がほかにございませんようですので、諮問第１１７７号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨、答申することにしたと思います。よろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長　それでは、そのように答申することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題の審議からは、議事規則第９条第１項第２号の規定によりまして、非公開といたします。

ここで、傍聴者の方々は、本会議室からご退室をお願いしたいと思います。

（傍聴者退室）

○根元部会長　それでは、引き続きまして、諮問第１１７８号豊後高田市の有線テレビジョン放送施設の設置許可について、総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○藤島地域放送課長　それでは、次に、右肩に四角で囲んだ資料１９－２と書かれた資料に沿って、ご説明をさせていただきます。

本件は、豊後高田市から、平成１９年６月１３日付で、有線テレビジョン放送法第３条題第２項の規定に基づき、有線テレビジョン放送施設の設置の許可について申請があったものでございます。

これを審査いたしました結果、同法第4条第1項各号の許可の基準の規定に適合し、かつ、同法第5条各号欠格事由の規定には該当していないと認められたため、同法第3条第1項の許可を与えることについて諮問をさせていただくものでございます。

参考までに、資料の一番最後に、大分県のケーブルテレビの現状を記した地図をつけております。19-2のホッチキスどめした一番最後のページでございますが、適宜こちらのほうをご参照いただければと存じます。

それでは、別添資料に基づきまして、申請の概要及び審査の概要等につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、申請の概要でございます。ホッチキスどめを2枚おめくりいただいたところに、下に1ページと書いた資料がございますが、ここでございます。

申請者は、豊後高田市、市長永松博文。

人口、約2万5,000人。

大分県第14の都市でございます。

設置を必要とする理由でございますが、平成17年3月の合併、1市2町、豊後高田市と真玉町と香々地町の1市2町でございますが、それにより、新たに誕生した豊後高田市において、旧市町で受け継がれた歴史や文化を生かしつつ、新しい都市にふさわしい市民が一体となった意識の醸成やまちづくりを目指すとともに、高齢化や情報化の進展などを、時代潮流に適応できる社会基盤の整備を進めていくことが必要となっているところでございます。

このため、市みずから地域密着型の情報インフラとして、F T T H方式によるケーブルテレビ施設を設置し、これを活用して地上波放送の再送信、多チャンネル放送、生活情報・行政情報などの公共サービスを実施することが求められているとのことでございます。

施設区域でございますが、豊後高田市全域、約1万350世帯を整備するものでございます。

主たる設備の設置場所につきましては、地上アナログ・デジタル放送、C S放送及びF Mラジオの受信空中線及びヘッドエンド等を、真玉支所に設置いたします。B S放送及びC Sデジタル放送は、豊の国ハイパーネットを経由して、大分県デジタルネットワークセンターから供給を受けることとなっております。

設置完了予定及び施設の規模につきましては、平成20年5月までに完成予定でござ

いまして、平成20年6月から放送サービスを開始する予定となっております。

また、引込端子の数は、1万7,844となっているところでございます。

施工及び保守の方法につきましては、業者N T T西日本中九州に委託するとの予定で
ございます。

放送内容につきましては、テレビ54ch及びラジオ3chを計画しており、テレビ
については、自主放送、地上波再送信、BS再送信、CS再送信、ラジオについては、
FMラジオを放送予定でございます。

伝送路の形態及び使用する周波数については、F T T H方式とし、上限周波数は77
0MHzとなっております。

なお、9ページには、周波数配列を添付させていただいております。

次に、2ページに戻りまして、事業収支見積でございます。

事業収入におきましては、受信者からの契約料及び利用料による収入を予定している
ものでございます。

また、事業支出は、物件費として、修繕費等、また、借料として、S T B費、豊の国
ハイパーネット使用料が支出されるものでございます。

本計画によれば、差引収益金は、開局1年目で黒字になる予定となっております。

建設資金の調達につきましては、総務省の情報通信基盤整備推進交付金、農水省の元
気な地域づくり交付金、地方債、合併特例債及び自己資金により調達するものとなって
おります。

料金につきましては、加入料6万3,000円、引き込み工事費は実費を予定してお
り、利用料は、地上波再送信を中心とするサービスが、毎月1,260円、付加サービ
スとして、BSが840円、CSが1,680円等と予定されております。

なお、平成19年5月から平成20年3月まで、加入分担金及び引き込み工事料を免
除し、加入促進を図っていくとのことでございます。

なお、既に申し込みを受け付けておりまして、現時点で既に約4割の世帯から加入申
し込みがあったと伺っております。

次に、審査の結果等についてご説明をさせていただきます。

本件申請につきまして、有線テレビジョン放送法第4条第1項の許可の基準及び第5
条の欠格事由に関しまして、有線テレビジョン放送法関係審査基準に照らして審査した
結果が、3ページの表でございます。

まず、欠格事由、審査基準第3条につきましては、本件申請者等は、有線テレビジョン放送法及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の罰則等を受けたものではなく、欠格事由には該当しないものでございます。

施設区域審査基準第4条につきましては、施設区域は、豊後高田市全域をカバーするものであることから、基準を満たすものと認められるものでございます。

施設計画の合理性及び実施の確実性、審査基準第5条につきましては、施設区域は豊後高田市全域であり、申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等を勘案した上で設定されており、適切であると認められるものであります。

次に、4ページに入らせていただきます。

施設の設置において、必要な道路占用、電柱共架等につきましては、大分県、九州電力株式会社及び西日本電信電話株式会社等からの承諾または内諾を得ているなど、適切であると認められるものであります。

施設の技術上の基準、審査基準第6条につきましては、ポイントを申し上げますと、まず、本施設はF T T H方式であり、放送及び通信を別信で送信するものでございます。有線テレビジョン放送法施行規則第23条第1項に掲げる、有線テレビジョン放送以外の用途に使用されるものは、F M波がございしますが、有線テレビジョン放送の受信に検知される影響を与えないものであるため、支障ないと認められるものでございます。

また、線路内の光反射により有線テレビジョン放送間において検知される影響はないものであるため、支障ないものと認められるものでございます。

その他、各項目について技術的条件に適合しており、問題ないものと認められております。

ちょっと飛びまして、7ページに参らせていただきます。

経理的基礎及び技術的能力、審査基準第7条のうち、まず、経理的基礎につきましては、工事費及び建設資金の調達、自己財源、起債及び補助金により調達することとしており、特段問題はございません。

また、事業収支見積につきましては、豊後高田市が行った、ケーブルテレビに関するアンケートの結果、約75%が利用したいと回答しておりまして、さらに、近隣の自治体が運営するケーブルテレビの加入者数なども参考に、加入者数を算出するなど、収支項目の積算根拠が明確かつ合理的に示されており、事業運営には支障はないものと認められるものでございます。

さらに、資金計画につきましては、収支の見積もり及びバランスにかんがみて、適切であると認められ、また、地方債の返済についても、着実に返済を行う計画となっており、問題ないと認められるものでございます。

次に、技術的能力でございます。施設の設置工事及び保守等につきましては、地元においてケーブルテレビ工事及び保守に実績にある事業者を選定し委託する予定であり、保守体制についても、緊急保守にも対応できる実績のある事業者を選定して委託する予定であり、問題ないと認められるものでございます。

施設設置の適切性、審査基準第8条につきましては、当該施設は、豊後高田市において地上波の再送信、多チャンネル放送サービスを可能にするとともに、行政情報や地域行事情報を扱うコミュニティーチャンネル等の自主放送やインターネットサービスの提供等により、情報格差の是正や難視聴対策に資するものでありまして、当該施設の設置は必要かつ適切なものと認められるものでございます。

また、申請者は地方公共団体でございますが、他に当該区域に施設を設置するものがなく、ケーブルテレビ設置についての住民の強い要望があるものと認められるものから、地方公共団体が当該施設を設置することの適切性に関しても、問題がないものでございます。

なお、本施設の設置申請に関しまして、有線テレビジョン放送法第4条第2項に基づき、大分県知事の意見を聞いたところ、別紙3にありますように、大分県知事からは申請のとおり、有線テレビジョン放送施設を設置することについて問題はないとの回答を得たところでございます。

以上の審査等におきまして、有線テレビジョン放送法第4条第1項各号許可の基準の規定に適合し、かつ、同法第5条各号欠格事由の規定には該当していないと認められるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○根元部会長 どうもありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いしたいと思います。

これは、自治体がやるわけで、先ほどご説明いただいたメンテナンスとか、地元の事業者というのは、豊後高田市に所在する会社ですか。実績はかなりあるわけですね。

○藤島地域放送課長 ご説明中で申し上げました、NTT西日本に委託すること

です。それに対しては。

○根元部会長　　あまり問題はないだろうと。そうですか。

○関根部会長代理　　すごくささやかですね。全く反対するものでもないと思うので、このまま通していただいてもいいです。ただ個人的な質問なんですけど、この利用料の月額1,260円は、とても安くてうらやましいですね。例えば三鷹のケーブルTVなどですと、たしか月額6,200円から800円とかの金額だったと思うんです。ですからこの金額で採算が合うのかしらと、不安な気もするんですが、これで大丈夫なんですね。

○藤島地域放送課長　　多分、6,000円というのは、多チャンネルを込み込みの契約になっているんじゃないかと思うんですが、地方のほうでは、ほんとうにもう純粋に再送信のみと、BSもCSもやらないで、地上波の再送信だけという何か簡易プランみたいなものを設けているのがありまして、それだと、これぐらいでわりと普通です。

個人的に知っているもので言うと、ちなみに四日市なんかは500円で、これを市民に提供していたり。

○関根部会長代理　　そういうものもあるんですか。大変失礼しました。

○藤島地域放送課長　　純粋に地上波だけというものは。

○関根部会長代理　　そうですね。インターネットは別かもしれませんし。了解しました。ありがとうございます。

○根元部会長　　ほかにご意見いかがでしょうか。

それでは、特に問題ないようでございますので、それと、委員の方々から特にご発言、ご意見はございませんので、諮問第1178号につきましては、諮問のとおり、許可することが適当である旨、答申することといたしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長　　それでは、そのように答申することといたします。

最後は、諮問第1172号から第1175号まで、いわゆるここ三、四回ぐらい議論しております裁定案件についてでございます。これに関しまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○藤島地域放送課長　　それでは、資料19-3に沿ってご説明をさせていただきたいと存じます。

資料19-3につきましては、申請者のうち、大分ケーブルネットワーク株式会社、

通称OCNが、アナログ放送において、放送事業者から再送信の同意を得ながら、再送信を途中で停止したという点につきまして、前回、裁定の第3回目の部会で、当該事業者が事実関係を確認する必要があるであろうということで、ご意見がありましたことにつきまして、実際に書面による事実照会を行ったものでございます。

まず、照会事項の（１）でございますが、アナログ放送で、再送信の同意を得ながら、無断で停止したということについての事実関係の確認を求めた、その理由でございます。

OCNからは、当該放送局の再送信について、無断で停止したことは事実です。停止をした理由としては、デジタル化に伴ってチャンネル数が著しく増加し、また、現用の設備を生かした新規サービスの１つに、デジタル放送を使った双方向防災システムがあり、当初の拡張エリアでの重要な防災システムであるため、地域住民の要望に早期におこたえすべく、防災対策最優先での構築を実施したことにありますとの回答でございました。

また、照会事項の（２）でございますが、裁定申請を行っているデジタル放送の再送信において、同様のことが生じる可能性があるかという点につきまして、照会を行いました。

OCNからは、現状での再送信の停止については、可能性はないと思います。なぜなら、デジタル放送コンテンツはすばらしく、加入者の皆様からも同一市内における地上デジタル放送区域外再送信の公平、平等な視聴をアナログ放送に増して、さらに強く求められると考えられるからです。大分市内における情報の均等化を図ることがご視聴、ご利用をいただいている加入者の皆様に対しての責務であると考えておりますとの回答がございました。

以上が、資料１９－３でございます。

○根元部会長　　ここで１回切りましょう。

これについて、いろいろ経緯を申し上げますと、局長もかわられましたので、我々のこれまでのやり方を簡単に申し上げますと、５月２４日に諮問を受けまして、白紙に近い諮問でした。アナログからデジタルに変わるという切れ目であるので、白紙だったわけです。とにかく慎重に審議を行うということで、まず、裁定のあり方を勉強しました。また、広く当事者の意見を聞こうということで、放送業者、CATVの業者、大分県の放送業者に来ていただいて、いろいろご意見を伺いました。

やはり、両者はいろいろ問題点を抱えていまして、裁定が立法化されたときと同じよ

うな議論も繰り返えされていますし、また、アナログ、デジタルになった時代も反映しているわけです。いろいろな問題点がございまして、我々としてミッションとして、どういうことをやるかということを経験いたしまして、我々としてのやり方、それを考えるに当たっての9つの論点をまとめたわけです。それを1個1個、立法趣旨に沿って、合っているか、合っていないかとチェックしていったわけです。

立法趣旨というのは、放送の意図をゆがめるか、ゆがめないか、それが基本になっていますので、そこをベースに検討していくこととしました。それに付随して、総務省としても考えなければいけないところがありますが、そこは、我々部会としては、タッチしない。

そういう格好で進めていって、9つの論点を精査して、ある程度の結論が出たんですが、ここ大分ケーブルネットワークの場合は、再送信の許可を得て、再送信をしなかったという事例があるわけです。放送業者は、すると言って、しないのは問題だと、非常に怒っているわけです。

そうすると、それはルールですから、意図的に破っていることは、その理由をしっかりと説明していただかないと、我々として判断し切れないということで、再送信をやめた理由はなぜか、今度は、デジタルになったときに、その将来の可能性、これは約束を破っているわけですから、将来とも約束を破る可能性があるかどうか、その心構え、そういうことをお聞きしたつもりだったわけです。

ですから、自己反省と将来に対する意思決定、意思の絶対しませんよ、約束は守りますよみたいことを言ってもらわないと、我々としては判断できないというところで、この文書を出させていただいたという、経過でございます。本日、こういうご回答をいただいているんですが、それについて、ご意見いかがでしょうかと、こういうことでございます。

私からすると、これじゃどうしようもないなと思っているんですが、いかがでしょうか。何か我々の質問の意図をうまく酌み取ってくれていないなという気がするんです。先生方、いかがでしょうか。

○長村委員　全く同感でありまして、これは回答になっていないんじゃないかと思えます。

1つ目は、デジタル化に伴って、チャンネル数が増加した。これはインフラ整備ができていないという問題じゃないかと思えます。防災を優先したというのは、結果として、

こういう言い逃れになっているんじゃないかなという感じがします。

2つ目のところで、デジタル放送コンテンツはすばらしくと、これまですばらしくなかったのかということになるんです。

さっきの豊後高田との比較でいくと、2つ目の回答の根拠が、全く薄い。事業者の主観で、過去からこの一連のテーマを論議し出したときから、ほとんど住民が不在なんです。見えない。豊後高田は80%の方がニーズを持っている。だから、事業もくろみにも、それが反映されている。1年目から黒字という。そのとおりいけばとの話ですけれども、しっかりした事業もくろみをお持ちだと思いますが、これはもう住民がどうなのかということは、全く調査も何もせずに、主観で書かれている。

加入者の皆さんに対しての責務であるという、このあたりが非常にCSが欠落しているというか、自己本位というか、このままでは、ずっと論議してきた方向性をしっかりと維持して、最終方向づけるというところまでは、このペーパーではいかないんじゃないか。もう少しきっちりご理解をいただいた上で、我々ができるほどという回答を出してもらわないと、少しこれでは不十分過ぎるという感じがいたします。

○根元部会長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。お願いします。

○大谷委員 今のご意見とほとんど重複する部分ですけれども、特に照会事項の（2）のところで、理由として、デジタル放送コンテンツのすばらしさということを挙げておりまして、どちらかという、コンテンツ次第で判断が変わるというようにも、逆に読めなくもない。

今回はやはり、放送の意図がゆがめられるおそれがあるのかどうかということ、1つの判断の基準としておりまして、放送の意図について、かなりOCNのほうでの主観的な判断というのを介在させるという、そういった宣言にも逆に読めてしまうということがあって、再送信に関する制度を根本から誤解しているのではないかがわせる、逆な方向性での心証を強めてしまったということもありまして、やはり契約の遵守ですとか、再送信の実施についてのコンプライアンスの体制ですとか、そういったことについてのさらなる決意を示していただかないと、このままでは認めがたいというのが、全体の印象でございます。

照会事項の（1）については、回答は回答として、事実関係がわからないので、判断ができませんけれども、これによって防災システムに最優先で取り組まれた結果につい

ての、やはり客観的なデータも示されていないということ、あまりにも軽々しくこういったことが書かれていることについては、あまり信頼できないなという感を強くしたというところかと思います。

以上です。

○根元部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○関根部会長代理 おっしゃるとおりです。

これは2年半の間、全く再送信を行っていらっしやらなかったという回答としては、防災システムをつくったということが、その理由であるとは、なかなか因果関係がつけられないんじゃないかと思うんです。このシステムの構築に一体何年かかったんだということを、きちんと出せと言われたら、この回答だけでは、ほかと同じようなものが出たときに、納得ができないのではないかと思います。

ですから、照会（１）に関しては、無断で停止したことは事実ですと書かれてあるのですから、同時に、部会長がおっしゃったとおり、ほんとうに反省していただきたいと思います。ですから、理由が幾つかあったとしたら、それをきちんと数字を挙げて出していただきたい。それと同時に、やはりそれについて悪かったということをきっちり言っていたいただきたいです。

同じく（２）に関しても、「デジタル放送コンテンツはすばらしく・・・」という箇所、私もちょっと引いてしまったんですけれども、デジタルになったら、もうやめないという理由をきちんと挙げていただきたい。そして、これからはちゃんとやりますということで、回答（２）については、これからの決意表明のような形での回答がいただけない限り、問題なのではないか、そういう気がいたしております。

以上です。

○根元部会長 ありがとうございます。

根岸先生、いかがでしょうか。

○根岸委員 基本的に同じですけれども、今までのことも大事ですけど、これから同じようなことはしないというか、そういう仕組みというか、体制というか、そういうものをつくっているのだから、今後はないというようなことを感じていただくというか、というようなことが、やっぱり必要なんではないかと思います。

ということで、何かの制裁を加えるというような、別にそういうような仕組みには

必ずしもなっていないし、前、悪いことをしたから、今度もだめだということでもないように思いますけれども、しかし、今後同じようなことがやっぱり起こると困るということであるので、そういう会社として、そういう体制というか、仕組みというか、そういうものをこういうふうにつくったので、今後はないのでというようなことを説明していただくというようなことが、多分必要なんでしょう。その上で、放送の意図が害されるとか、歪曲とかいうことが問題になるので、ちょっとそれよりも前の段階ではあると思います。

○根元部会長 どうもありがとうございました。

それでは、以下のようにさせていただきます。こちらから大分ケーブルネットワークに質問させていただいて、ご回答はいただいたんですが、我々が意図しているところを十分把握していただけてない。裁定に当たって、判断する答えをいただけていないので、再度質問させていただくということで、委員の先生方がご指摘いただいたようなことを少し明文化して、今度いただく回答はできるだけ、我々の知りたい情報が入るようにしていただきたいとさせていただきます。ですから、もう一度照会をさせていただく、その返事を待つ。日程の関係もあるでしょうから、あとはメール等々でいろいろご審議をいただいて、進めていく。

大分ケーブルネットワークのほうには、我々の意向を重々正しく理解していただいて、何を聞きたいかということを理解していただいて、ご回答をいただきたいとしていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長 本来なら、今回で答申をさせていただく予定だったのですが、引き続き審議を行うこととさせていただきます。それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長 そのようにさせていただきます。

今のようなことを踏まえて、答申案についてご説明いただけますように。

○藤島地域放送課長 それでは、このOCNの件に関しましては、一つ保留という格好で、その他の典型的なもの、第3回までの論点を整理したものをベースに、1つ裁定案文のたたき台というものをつくってまいりましたので、それにつきまして、資料19-4から19-7につきまして、それぞれの会社ごとに全部つくらせていただきました。

ただ、これを全部説明をしていると、とても時間が足りないと思いますので、また、

論点は基本的に共通しておるところが多いので、このうちの資料１９－４をベースに全体的な説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、１９－４の答申案、まず、答申書の表書きからでございます。平成１９年５月２４日付諮問第１１２７号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

答申の中身でございます。まず、大分ケーブルテレコム株式会社からの再送信同意裁定申請について、別紙のとおり裁定することが適当である。従来ここまでで、裁定主文というものは来ていました。ただ、前回少し話が出ておりましたけれども、これまでの部会の議論の中でも、今回の裁定につきましては、現行法に基づいて、あくまでも行う。しかし、そもそも現行法の規定や解釈というのが、現在の時代に果たしてほんとうに合致しているかどうかということについて、今後もっときちんと検証を行ったほうがよいところもあるのではないかなというようなご意見がございました。

そこで、部会としての意見といたしまして、答申案の中になお書きといたしまして、第２パラグラフでございますが、このような制度のあり方の検証を行うことについての一種の附帯決議のようなものを、つけていただいはいかがかということで、試しにこういう文書をつけてさせていただいております。

読み上げさせていただきます。なお、総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護及び地域ごとの多様な情報の確保の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証するべきと考える。おって、その際は、著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべきである。

以上が、まず、答申の表書きに当たるところでございます。

次に、答申の中身でございますが、２枚目といいますか、別紙１のほうにつけさせていただいております。別紙１は、大分ケーブルテレコム株式会社から、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社の放送を再送信することについての裁定案でございます。

まず、裁定の主文ですが、主文では、まず冒頭で、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を大分ケーブルテレコム株式会社が再送信することに同意しなければならないという形で、裁定における結論をまず記載いたしております。

法律上、裁定に当たりましては、再送信することができるテレビジョン放送、再送信

の業務を行うことができる区域、再送信の実施の方法を定めなければならないとされており、それぞれの項目について、1、2、3と定めております。基本的には、申請者から提出された申請書に基づいて、ここを記載しております。

2ページには、具体的な再送信エリアの一覧を、すべて列挙をしております。これまでのご説明では、大分市、由布市、国東市の一部ということで、ご説明をしまいましたが、申請者の申請書をもとに地名単位で、具体的にここでは記載をしております。

次に、3ページ以降に、理由を載せさせていただきました。

まず、1の申請の概要ということで、申請者から提出されました裁定申請につきまして、概要を記載しております。

まず、4ページのほうからごらんをいただきたいと存じます。下から3行目に、2申請に係る放送事業者の意見の概要という形で、福岡の放送事業者から提出されました意見の概要を記載しておりまして、ここに今回議論した主な論点が掲げられるという構成になっております。これはもう基本的に向こうから来たものをそのまま転記しただけでございますので、説明は省略させていただきます。6ページまで進んでいただきまして、6ページの一番下の行に判断と書かせていただいております。

ここからが、放送事業者の主張について、正当な理由があるかどうかの判断を記載しておるところでございます。これまでの当部会での議論を踏まえまして、案を作成させていただきました。

7ページから具体的に、記載しておりますけれども、順に説明をさせていただきます。

なお、判断に当たっての理由に該当する部分につきまして、今回の案に限りましては、審議の便宜上、アンダーラインを引いて、強調させていただいております。正式なものには、このアンダーラインは取り除いて出すことといたします。

まず、(1)番目、再送信をどの地域で認めるかは放送事業者に固有の権利であり、判断事項であるということを理由に、再送信に係る同意をしないことについてでございます。アンダーラインが引いてあるところが、判断に当たっての理由となっておりますので、これを読み上げさせていただきますと、裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、「放送の意図」が害され、また、歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。以下、続けて読みますと、また、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる

具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意をしない正当な理由とは認められないという表現にしておるところでございます。

次に、(2) 番目、同一系列地元局OBSの視聴が適切かつ重要であるということを理由に、再送信に係る同意をしないことについてでございますが、これもアンダーラインのところを、次のページ、8ページのほうになりますけれども、どの情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には理由がないという表現しております。

次に、(3) 番目、地元発の地域情報、災害情報が見過ごされることを理由に再送信に係る同意をしないことについてでございますが、真ん中辺のアンダーラインでございます。

緊急災害情報及び地域情報を含め、どの情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送の意図が害され、また、歪曲されていることをうかがわしめる具体的な事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意をしない正当な理由とは認められないと結論づけております。

その後、なお書きで、なお、たとえ放送の意図が害されないとしても、区域外再送信によって大分県民の生命・安全が脅かされることになる具体的危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、RKBの主張には、考慮するに足る具体的証拠は掲げられておらず、この点について、大分県知事に意見照会を行ったところ、むしろ、大分県知事からの回答によれば、そのような危険性は大きくないものと認められる。したがって、この観点からも正当な理由はないと、審議会の意見でございましたところを少し敷衍させていただいております。

次に、(4) 番目、地域免許制度の形骸化をもたらすということを理由に、再送信に係る同意をしないことについてでございます。

一番下の行からアンダーラインのところを読ませていただきます。そもそも地域免許制度は、電波による放送に関する制度であり、電波の有限希少性に基づくものであることから、有線テレビジョン放送とは直接的には関係がなく、区域外再送信を行うことが地域免許制度と直ちに矛盾するとは言えない。これは、アナログ放送においても、平穩

に長期にわたって区域外再送信が継続して行われてきたことから明らかである。したがって、同意しない正当な理由とは認められないという表現にしております。

次に、(5) 番目、地元局への影響ということを理由に再送信に係る同意をしないことについてでございますが、そもそもこの主張には、申請者が区域外再送信を行うことが、事業者の放送の意図を害し、歪曲するであろうことをうかがわしめる具体的な事実を指摘したものとは言えないという結論を述べた後で、仮に主張するような事実があったとしても、金銭的問題については、民事的解決に属する事項であり、再送信に同意しない正当な理由とは認められないという表現でまとめさせていただいております。

次に、(6) 番目、著作権法上の問題があるということを理由に、再送信に係る同意をしないことについてでございますが、これもアンダーラインのところですが、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定に当たって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。

あと、アンダーラインを引いておりませんが、なお書きで、なお、RKBは、「有テレビ法上の同意がそのまま著作権法上の許諾を意味してしまうからである」と主張しているが、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は別の法律に基づく制度であり、法第13条第2項の同意が直ちに著作権法上の許諾の効果を付与するものではなく、RKBの主張は事実誤認であることを申し添えるという記載にしております。

次に、10ページ、(7) CMの地域性ということを理由に再送信に係る同意をしないことについてでございますが、「広告主の意図に反する」という主張は、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、または歪曲することをうかがわしめる具体的事実とは認められない。また、「視聴者の混乱を招く」という主張については、大分県知事に意見照会を行ったところ、逆に大分県知事からは、「本県内の視聴者（消費者）が、福岡波の区域外送信で福岡地区に限定したCMを視聴したとしても、そのこと（福岡地区のCMであること）は十分に理解し得ると思われ、これまで（アナログ時）も大きな混乱やトラブルが生じたケースは聞き及んでいないことから、今後もそのような事態は発生しにくいと考える」という意見が提出されている。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められないという表現でまとめさせていただいております。

次に、(8) 番、アナログ放送とデジタル放送は別であるということを理由に、再送

信に係る同意をしないことについてでございますが、これもアンダーラインのところ
です。

確かに、免許上は、アナログ放送とデジタル放送は技術的理由によって別なものとな
っているが、現在アナログ放送とデジタル放送はサイマル放送で、基本的には同一内容
の放送が行われており、さらに2011年のアナログ放送の停波後は、デジタル放送に
一本化されることから、アナログ放送とデジタル放送とで異なる取り扱いをする合理的
理由は一般的にはないと考えるべきである。そのため、この主張には、意図が害される
正当な理由とは認められないという表現で、まとめさせていただいております。

最後に、11ページになりますが、結論といたしまして、今回の案の場合、RKBが
主張する理由をそれぞれ検討した結果、同意をしないことについての正当な理由がある
と認めるに足る事実は存在しないという結論を記載し、よって、主文のとおり裁定する
というまとめとさせていただいております。

以上が、資料19-4の別紙1、大分ケーブルテレコム株式会社からアール・ケー・
ビー毎日放送株式会社の放送を再送信することについての裁定案でございます。

続いて、別紙2が九州朝日放送に対する裁定案、別紙3が株式会社テレビ西日本に対
する裁定案、別紙4が株式会社福岡放送に対する裁定案でございます。時間の関係上、
説明のほうは省略させていただきますが、表現ぶりにつきまして、ここはこういう表現
のほうにより適切、あるいは、もっとこういうことを加えるべきだというようなご意見
やコメントがございましたら、本日もいいですし、また、先ほども、メールあるいは
電話等で事務局のほうにお伝え願えればと思っております。

続きまして、資料19-5、6、7の資料の説明だけをざっとさせていただきます。

資料19-5が、シーティービーメディア株式会社からの裁定申請についての答申案、
次、資料19-6が、株式会社ケーブルテレビ佐伯からの裁定申請についての答申案、
資料19-7が、大分ケーブルネットワーク株式会社からの裁定申請についての答申案
でございます。それぞれの答申の本文は、先ほどの大分ケーブルネットワークのペン
ディング部分を除きまして、資料19-4と同じ構造になっておりまして、別紙のとおり
裁定することが適当と述べた後、なお書きで、制度のあり方について今後幅広く検証
をすべきと附帯決議のようなものをつけさせていただいております。

中身についても、先ほどご説明いたしました大分ケーブルテレコム株式会社とアール・ケー・ビー毎日放送株式会社の裁定案と基本的には同じでございますので、説明の

ほうは、今回は省略させていただきたいと思います。

ただ、先ほどのペンディングとなっております大分ケーブルネットワークが再送信同意を得ながら、実際には再送信をしていなかったという部分につきまして、改めて事実関係を確認した上で結論を出すということで、先ほど結論をいただきましたけれども、裁定のほうを、文章のほうを先に詰めさせていただければと思いますので、一応こちらのほうで裁定を認める場合と認めない場合、パターン分けして、少しあらかじめ裁定案文をつくらせていただいておりますので、僭越ではございますけれども、そちらのほうも少しご説明をさせていただきますでしょうか。

資料19-7の別紙2のところでございます。ここだけは他と違うイレギュラーな形になっております。

主文で案1、正当な理由がないと判断する場合、これは他と同じ判断をする場合、これにつきましては、もうほかのところと全く同じ主文になります。

案2、もし正当な理由があると、先ほどの件が、満足いく説明が最終的に得られず、同意しなくていいという裁定案とする場合について、この案2でございます。九州朝日放送株式会社は、同社のテレビジョン放送を大分ケーブルネットワーク株式会社が再送信することに同意する必要はないという裁定主文となります。

理由につきましてですが、判断のうちの6ページ以降でございます。

ここにつきまして、まず、案1、(2)申請者が、アナログ放送において、同意を得ながら再送信をしなかったということを理由に再送信に係る同意をしないことについてという項目を1つ、これまではとは別にここについてはつけさせていただいております。案1として、KBCは、「OCN社に対し、当社は、平成16年9月1日から平成19年3月末までの間、当社アナログ放送の区域外再送信について同意しているところ、OCN社との協議の過程で、OCN社は、当社が同意した再送信を、事前に報告もないまま実施していないことが明らかになった。当社は、当該同意について、「当社のすべての放送番組に変更を加えないで、受信と同時に再送信すること」、「放送の再送信は、常に聴視できる状態におき、故意に中断しないこと」などを条件としており、OCN社の行為が、同意条件に違反するものであることは明白である。このことは、「5つの基準」にすら抵触していることは明らかである」と主張している。

これは正当な理由がないという場合ですが、しかしながら、KBCのアナログ放送について、申請者がKBCから同意を得ながら再送信を途中で停止した理由は、地域住民

の要望にこたえるための防災システムの構築が必要であったが、帯域数が不足していたため、既存のいずれかのチャンネルを振りかえざるを得なかったところ、この場合、K B Cのアナログ放送が十分に良好な画質で再送信できていなかったことから、やむなく再送信の停止をしたものであるとする申請者からの釈明があった。さらに申請者は既に施設の改修により帯域数の不足を解消しており、デジタル放送においてはアナログ放送と比べて良質な画像が期待され、また視聴者の要望も強いことが主張されている。したがって、申請者はデジタル放送の再送信に当たっては、誠意をもって同意事項を遵守することが期待できるであろう。

また、申請者は再送信を停止するに当たり、K B Cに対して事前に通知するべきであったが、その違反行為をもって直ちに、今後、デジタル放送の再送信においても、放送の意図を害し、また歪曲する可能性があるとはまでは言えないであろう。そのため、この主張には、デジタル放送の再送信において、放送事業者の放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められないという論理構成にしております。ここに書いたことがほんとうに事実かどうかというのは、これから確認させていただくことでございます。

案2でございます。アンダーラインだけを読ませていただきますと、本件においては、K B Cのアナログ放送について、申請者がK B Cから同意を得ながら再送信を途中で停止した理由は、地域住民の要望にこたえるための防災システムの構築が必要であったが、帯域数が不足していたため、及びK B Cのアナログ放送の再送信においては、良好な画質で再送信できなかったためであったと釈明している。

しかしながら、申請者とK B Cの間の再送信同意契約にかんがみれば、申請者は、真にやむを得ない理由のない限り、再送信に同意されたすべての放送番組に変更を加えないで、受信と同時に再送信すべきだったものと認められ、K B Cに何の連絡をすることもなく再送信を停止したことは、「放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合」に抵触する事実であると認められる。申請者がK B Cのアナログ放送の再送信において「正当な理由」として国会答弁等で定式化されている5基準に抵触していたことは、K B Cのデジタル放送の再送信における「放送の意図」の担保を確認する上で参考となり得るものである。

特に、その後、申請者とK B Cはアナログ放送の再送信に関して協議が十分に行われ

ていないことから、いわゆる5基準が今後デジタル放送においては遵守されるという当事者間の共通認識が十分に確立されているとは言えない。そのような状況のところ、KBCの主張は、KBCのデジタル放送の再送信において、放送事業者の放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実と言い得るものである。したがって、再送信に同意しない正当な理由と認められるという結論づけの文章としておるところでございます。

以下の文章については、基本的に同一の論点ですが、最後に違いますのは、9ページの結論のところございまして、案1、正当な理由がないと判断する場合、これはほかと同じでございますが、案2、正当な理由があると判断する場合、以上のとおり、KBCが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認められる。よって、主文のとおり裁定するという文章でまとめさせていただいております。

以上、駆け足でございましたが、裁定案文についてのご説明でございます。

○根元部会長 ありがとうございました。

○根元部会長 大分ケーブルネットワークのほうは、今、再度お伺いしているということで、その返事を待って、我々は判断するという立場のほうがいいと思うんですが、いかがですか。何か今の時点でコメントはございましたら。まだ回答がないので、何とも言えないのですが、そういう両書きで、基本的には今の事務局の考えのような格好で、正当な理由があるという場合もあるし、ないという場合もある。返事次第であるということにさせていただきます。

○根元部会長 それでは、答申書でございますが、資料19-4の1枚書きでございます。なお書きがございます。なお書きが5行ほど入っております。これは部会の議論においても、総務省としても、やはり時代に合った対応をすべきであるという観点が多々ありまして、それを意思表示したほうがいいだろうということが、委員の先生から大分出ておりまして、こういう格好で一応案としてまとめていただいておりますが、何かご意見ございますでしょうか。

○関根部会長代理 これは前回お話ししたとおりで、今ほんとうに法体系の見直しが行われておりますので、先々変わるといいますから、このようになお書きをしていただけるということは、非常にありがたいことだと思っております。

○根元部会長 ありがとうございます。

ほか。どうぞ。

○大谷委員　私も全く同意見なんですけれども、なお書きのところで、受信者の利益の保護というのは、確かにさまざまな論点というか、議論が出たところなんですけど、その後の地域ごとの多様な情報の確保と、これはあまり議論になっていなかった部分だと、もしかすると欠席したときに議論されていたかもしれないんですけども、ここの趣旨を再確認させていただいて、どちらかという、地域で多様な情報に視聴者の方が接する環境を認めていくということで、再送信を後押しするような視点で書かれているのか。それとも、何というか、地域ごとに囲い込みをしていって、その独自の文化的なものを確保したほうがいいという意味合いも含まれているのか。

どちらともとれることですが、ほんとうに地域ごとのという言葉が必要なのかどうかというのが決めかねているので、起草者はというか、ご意見を伺いたいと思います。

○根元部会長　いかがですか。

○藤島地域放送課長　これを入れた趣旨の1つといたしまして、経済的利益という話を、特に地元放送事業者のというところから出ていましたが、なぜ経済的利益が必要なのかというところについて聞くと、ローカル番組をつくる上で、やはり一定の収益が要るのだと。ローカル番組を、そのコンテンツのみで収益源とするのは、なかなか難しい。だからこそキー局の人気番組で、広告収入を稼いで、そこで得た利益を、ローカル番組の収入に充てないと。

そのこのところ、途中の議論では、インターネットによってという話も出ていましたし、受信者の利益だけだと、おっしゃるとおり、多分、どこでも、何でも見られるのが一番の利益にストレートになってしまうのかなと。

ただ、提供する側からすると、やはりそこに一定の利潤が手元に残るような方法というのは、とりあえず制度の仕組みとして考えておいてあげないと、全国的な事業者が、全国の放送を一律に全部やってしまうという話になると、こういう地域ごとの多様性ということに関して、バランスが崩れることがあり得るのではないかと。崩れるという証拠があるわけじゃないですが、あり得るのではないかと。少なくとも放送事業者が、そういうふう主張しておりましたので、その辺の意は一応くんだ上で、制度を考えるときに一応バランスというのを考える必要があるのかなということで、これを入れさせていただきました。

それも広い意味では受信者の利益で、受信者が地域の情報を見られなくなるというの

は不利益であると考えれば、そこに入れてしまっているのかもしれませんが、あえて確認的にそういうのを入れさせていただいたところでございます。

○長村委員　そうとりますか。僕は逆にとりました。そういう論議をしてきたことがすり込みでできていますから、方向性はこうだというのも、原点で入っていますから、これは多様な、いろんな電波が入っているんだよというふうに私はとりました。

○関根部会長代理　広域の問題も大きいから。

○長村委員　やり方は、難しいんです。

○藤島地域放送課長　区域外再送信を、極論すると、ほんとうに何でもかんでも全部、I P マルチキャストの議論のときでも、一時そういう意見もあったようですが、認めるのが、国民にとって、視聴者にとって、何でも自分が選択するものが見られるのが一番いい状態なんだという考え方も、受信者利益だということで、1つの考え方になり得るのかと思いますが、一応それについては第3次中間答申で、一たんは否定されたというか、少なくとも留保はつけられたと理解しております。

なぜ留保されたのかと言うと、そういうローカルコンテンツというのは、やっぱりローカルな放送事業者でないと、全国的規模の事業者では生み出しにくいのではないかということだったのかなというのが、私の理解でございまして、その辺のことを、及び以下のところに言葉として入れさせていただいたところですが、正直、ここをどういう表現にするかというのは悩ましいところで。

○根元部会長　確かに情報の確保となっているから、確保ということは情報をとることですから、地域性を考えなさいと言うんだけど、多様については、情報の確保と言うと、どうにでもとれますものね。これは検討しましょう。

○藤島地域放送課長　はい。

○根元部会長　先生方にもお考えいただいて、名案を探していくという方法で。ちょっと時間もあれです。

○藤島地域放送課長　趣旨はそのようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○根元部会長　事務局も少し考えていただいて。

ほかに何かご注意はございますでしょうか。

○関根部会長代理　これからの話なので。

○根元部会長　よろしゅうございますか。

基本的には、答申案はなお書きをつけて、我々部会の考え方を少しご提案申し上げるということにさせていただきます。

主文のところで、先ほど課長からご説明いただいたとおり、各項目に関して、アンダーラインで、部会としての判断のよりどころが示されているわけでございます。もし現時点で、ご注意があったら、ここで挙げていただいたほうがよろしいかと思います。

別紙3の6ページでございますが、6ページの下に、判断……。これは資料19-4の別紙3でしょうか。

○藤島地域放送課長　　そうです。別紙の上に資料19の幾つというのが書いてございます。申しわけありません。

○関根部会長代理　　19-4ですか。

○藤島地域放送課長　　主文のところで相手方を見ると。

○根元部会長　　そうですか。サンプルはどれですか？

○藤島地域放送課長　　サンプルはアール・ケー・ビー毎日でご説明させていただきました。

○根元部会長　　ありました。その7ページですか。7ページのアンダーラインのところ。よろしいですか。これは7ページでございますが、裁定の判断は、前々回あたりから議論している、放送業者の放送の意図が害され、歪曲されているというところで判断することで書いています。これはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長　　それでは、8ページでございます。8ページは、どう摂取するかについては、情報の不定、受け手であるということが強調されています。これは、これでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長　　それから、緊急災害等々です。8ページの真ん中辺です。前回十分議論、資料をよくまとめてられますので。

大分県知事の意見が入ってきたんですね。

○根元部会長　　確かに知事はこう言っていますね。

○藤島地域放送課長　　はい。

○根元部会長　　これもよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長 （４）でございますが、地域免許の地域差、これは大分議論をしましたけど。よろしいでしょうか。

（５）番目は……。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長 地域免許と直ちに矛盾するとは言えないということです。

（５）番目は、金銭的なものは、民事的に解決することで、ここでは議論しない。著作権は別の方法で、別の法律でやっていただきたい。

１０ページ、地域コマーシャルは、実質困っていないということで、これを根拠にはできない。

（８）は、アナログはもう終わってしまうから、違うものとするには苦しいという意見で、大体、部会でのまとめ方を踏襲していると思いますが、すみません、時間がないので、あとごらんいただいて、ご意見があったら、事務局にご連絡をいただいて、後、委員の方々にこういう意見がありましたということで連絡させていただくことで、進めさせていただいて。多分、次回はまとめになると思いますので、次回までにそういう作業をさせていただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長 以上で、宿題を大分残してしまっただけでございますが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、きょうの議題、一応終了いたします。

何かご発言ございますか。よろしゅうございますか。

閉 会

○根元部会長 それでは、本日の会議は終了いたしますけれども、次回の日程につきましては、８月上旬を予定しております。確定なり次第、事務局からご連絡をさせていただきますので、多分おそらくこの裁定に関しては最終だと思いますので、ご多忙とは思いますが、ぜひスケジュール調整をよろしくお願いしたいと思います。

以上で、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。